

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年4月30日（火）第2902号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 1  
○串木野地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 1

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告 (生活安全企画課取扱い) 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第545号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成25年4月30日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成15年8月15日鹿児島県告示第1050号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成25年4月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
西之表市西之表区域 （西之表市のうち西之表市国上区域、西之表市東海区域及び西之表市住吉区域を除く地区）	(1) 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業又は小型定置漁業を営む漁業 (2) 主として磯建網漁業を営む漁業 (3) 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 主としてロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

## 鹿児島県告示第546号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により串木野地区特定漁港漁場整備事業計画（平成20年4月4日鹿児島県公報第2382号掲載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 縦覧期間

平成25年4月30日から同年5月19日まで

## 2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課並びにいちき

## 公安委員会公告

## 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
平成25年 8 月 5 日（月）から同月 9 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
  - (2) 追加取得講習  
平成25年 8 月 8 日（木）及び同月 9 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所  
鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの  
ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの  
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者  
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの  
ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者  
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年

- 以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員
- (1) 新規取得講習  
10人（原則として、受付先着順とする。）
- (2) 追加取得講習  
5人（原則として、受付先着順とする。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間  
平成25年6月4日（火）から同月14日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者  
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 県外に居住する者  
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通  
警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4の(1)のアに該当する者
- a 3号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者  
3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
- a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者  
3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
- a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のアに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通
- c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者
- a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

- b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
    - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (エ) 4の(2)のエに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
    - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (オ) 4の(2)のオに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
    - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法  
受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）
- (5) 講習手数料  
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。  
なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習  
38,000円
  - イ 追加取得講習  
14,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
  - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
  - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 問合せ先  
本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099-224-4490）に行うこと。